

# 河合町議会会議録

令和2年 3月5日 開会

河合町議会

## 令和2年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （3月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
長谷川 伸 一	3
大 西 孝 幸	17
西 村 潔	20
馬 場 千恵子	38
梅 野 美智代	49
○散会の宣告	58
○署名議員	59

令和 2 年 3 月 5 日（木曜日）

（第 2 号）

令和2年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年3月5日(木)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
安心安全 推進課長	上村 学	総務課長	小野雄一郎

財 政 課 長	上 村 卓 也	住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史
社 会 福 祉 課 長	浦 達 三	高 齡 福 祉 課 長	松 村 豊 範
子 育 て 支 援 課 長	小 山 寿 子	特 命 担 当 課 長	井 筒 匠
住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸	環 境 衛 生 課 長	佐 藤 桂 三
ま ち づ くり 推 進 課 長	中 島 照 仁	教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人
生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男	特 命 担 当 課 長	梅 野 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中 野 典 昭		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付け番号1番から5番までの質問となっております。

それでは、受付け順に質問を許します。

---

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 1番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議長、ちょっとその前に、傍聴者のほうに配布される質問内容書を受付のほうに、入口のほうに置いていただくようお願いいたします。と申しますのは、私は一般質問で、壇上で説明するつもりでおります。それについても、こういうのを配布すれば理解していただけたらと思いますので、そう思って、今回時間配分も考えながら参っておりますので、すぐに配布していただくようお願いいたします。それから質問に入らせてください。

○議長（杵本光清） 今もう。

○7番（長谷川伸一） はい。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） おはようございます。

議席番号7番、長谷川伸一が一般質問を行います。

今回は、2つの事案についてご質問します。

最初に、1番目の請負契約に関して、私の質問の趣旨つまり思いは、町行政の姿勢、あり方を正していただきたいものであって、町全般にわたる工事や業務委託している個々の業者を非難するものではありません。町内外業者の方々に、常々感謝の念を持っています。

2番目の土地開発公社から買い取った遊休用地、普通用地については、河合町の貴重な財産であり、財政再建のためできるだけ早期に売却、大塚山古墳群整備事業、町営住宅整備事業と西穴闇保育所の跡地など、包括的に有効利活用することを願って一般質問します。

それでは、一般質問の通告書に沿って質問いたします。

1番、請負契約方法改善について。

質問①、平成27年度から30年の随意契約額ですが、年平均で約5億円になっています。町の財政規模から見て多いと思いますか、少ないと思いますか。

②、随意契約で発注額が300万円以上の契約件数は、平成27年18件、28年25件、29年27件、30年23件、令和元年度9月までで32件とのことですが、令和元年はなぜ件数が増えたのでしょうか。特別な事情がありましたか。

③、前年、指名競争入札から今年度随意契約に変更した契約件数は何件、各契約の金額は幾ら、契約期間は何年、変更理由を個々の案件について詳しく再度ご説明ください。

④、予定価格や最低制限価格の事前公表について、不正行為防止の観点から、奈良県の多くの自治体が本町と同様に取り扱っているとのことですが、河合町独自の方式の導入は可能ですか。

⑤、低入札価格制度の長所と短所について、長所は通常より低い金額で契約が締結でき、歳出削減となる。短所は事務手続の煩雑さから契約締結までに時間がかかるとのことですが、現職員の能力並びに県専門職に助成してもらい、この制度を採用することは可能ですか。

⑥、低入札価格制度と事後審査型一般競争入札制度を導入することはできないか。事後審査型一般競争入札制度を採用するための方法はないのか。

⑦、最低制限価格について、住民の血税を使って、確かに安かろう悪かろうの工事などをされては困ります。過去5年間で最低制限価格制度を採用した請負契約は何件ありましたか。平成27年からの実績をお示しくください。

次、2番目の質問、土地開発公社から引き継いだ遊休用地、普通用地のその後について。

平成25年度に河合町土地開発公社は清算され、公社が所有していた土地は河合町の所有となりました。

質問①、町に所有権移転された土地の筆数と総面積（平米）は幾らでしたか。平成26、27、28、29、30年と令和元年度各年度の売却された筆数と面積と売却金額をお示してください。

②、過去6年間で売却した用地は実測して処分されましたか。公簿面積のまま売却したのか、詳しくご説明ください。

③、公社清算に伴い、第三セクター債の起債額は約28億数千円だったと記憶しています。借入金の金利は幾らでしたか。現在の残債の金額と金利は幾らでしょうか。

④、公社清算時のこれらの用地の時価評価額は幾らでしたか。現在の時価で幾らになりますか。令和2年度一般会計予算案にこれらの用地売却予定は算入されていますか。

⑤、地籍調査実施について、隣接の土地所有者とのトラブル防止のために地籍調査は絶対に必要です。現在所有している用地で、地籍調査完了の筆数と面積は幾らでしょうか。

⑥、一度に全用地の地籍調査をすると高額な費用がかかります。計画を立てて地籍調査を行っていく考えはありますか。

⑦、河合町有財産等売却処分審査委員会について、財政健全化に向けて未利用土地の売却が急がれる中、この委員会の運営はどうなっていますか。処分基準の見直しをすべきではないでしょうか。見直しする考えはあるか。

再質問は自席にて行います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました大きな区分の1つ目、請負契約方法の改善について、順に答弁いたします。

まず最初に、平成27年から30年の随意契約平均額約5億円というのは、町の財政規模から見ても多いと思うか、少ないと思うかというご質問ですが、12月議会において答弁させていただいた随意契約の金額は、その金額が少額であることを理由に締結した以外の随意契約、つまりは、随意契約の締結に当たり金額以外の事由が必要であったものの総額となっております。

その平均額である約5億円が財政規模に対して多いのか少ないのかというご質問に対しては、他団体の例であるとか指標などもなく、判断のための知見を持ち合わせておりません。しかし、それら全ての契約が地方自治法の規定に従い締結したものとご理解いただければと



思います。

次に、随意契約の発注額の契約件数が令和元年度で増えている、特別な事情があったのかというご質問でございますが、本年度と平成30年度の随意契約の内容を比較したところ、本年度は長期継続契約の更新年に当たる契約があったことや、入札の不調により随意契約としたもの、そして制度改正による電算システムの改修が必要になったものなどが前年よりも件数を増やしている要因であることが分かりました。

次に、前年度指名競争入札であったものが今年度随意契約に変更した契約件数は何件、各契約の事由ですが、契約件数は4件でありまして、全て委託業務となっております。そして、契約期間は、単年度契約のものが2件、そして3年間の長期継続契約のものが2件となっております。

次に、予定価格や最低制限価格の事前公表について、河合町独自の方式の導入は可能かどうかというご質問ですが、予定価格や最低制限価格等の事前公表につきましては、本町の建設工事請負業者選定審査会で定めた河合町建設工事の入札及び契約等の公表に関する実施要領により実施しているところでありますから、本町独自の方式を導入できるかどうかというご質問に対する回答としては「可能」ということとなります。

次にご質問いただきました低入札価格調査制度の長所、短所、そして低入札価格制度と事後審査型一般競争入札を導入することはできないかというご質問ですが、まず最初に、前回、12月議会の答弁で低入札価格調査制度の長所として私が申し上げたのは、調査基準価格が下回った場合に、その入札価格の理由を調査し、その業者が契約内容に適合した施工が可能であると判断された場合には、通常よりも低い金額で契約が締結できると答弁させていただいたところでございます。あくまで可能性として通常よりも低い価格での契約締結が可能であると、そういうご理解をいただきたいと思っております。

その上で、低入札価格調査制度の導入に当たりましては、調査項目の設定や審査機関の設定など検討課題はあるものの、単に可能か否かということであれば可能と考えますが、例えば同じ金額の入札であっても業者によってそれが、有効・無効が変わる制度でありますので、その判定を客観的に説明する必要があることなど、制度の導入は慎重に準備する必要があると考えております。

また、本町で事後審査型ではなく事前審査型の一般競争入札を採用している理由といたしましては、あらかじめ入札への参加申込みがあった全ての業者の参加資格を審査し、参加資格を持たない者の入札を排除しておけば、入札後直ちに契約を締結することができ、入札手

続全体にかかる日数が短く済むことから実施しております。

事後審査型一般競争入札は審査対象が最低価格を入札した者に限られますが、一方で、開札後、即契約に至らないなど入札手続の長期化に加え、結果に対する不信感が生じるおそれもあるところではあります。

低入札価格調査制度を導入する際には、事後審査も一対の手続と考えられることから、効率的な入札手続を考える中で引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最低制限価格について、過去5年間の採用した請負契約は何件あったかというご質問ですが、平成27年から最低制限価格制度を採用した入札は、8件となっております。

次に、ご質問いただきました大きな区分の2つ目、土地開発公社から引き継いだ遊休用地のその後についてご答弁いたします。

まず、町に所有権移転された土地の筆数と総面積は幾らだったのか、そして、それらが各年度ごとに売却処分された筆数と面積というご質問ですが、本町が第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債を活用し、土地開発公社の債務を代位弁済したことの求償権行使に対しまして、公社からの代物弁済として本町が引き受けた保有地は全175筆、合計面積で3万196.56平米でした。

これらの用地を平成26年度から本年度までの間に本町が売却した筆数と面積につきましては、まず、平成27年度に8筆3,262.73平米、そして平成29年度に8筆を合筆した後、その一部を分筆して216.93平米売却しており、旧公社地の売却実績としては以上となります。

次に、それらの用地は実測して処分されたのか、公簿面積のまま売却処分したのかということですが、売却した用地のうちもともと実測済みであったものと、売却の際に実測して面積を確定して売却したもの、この2種類がございます。

次に、三セク債の起債額ですが、公社の債務を代位弁済するために本町が発行した三セク債の借入額は28億6,590万円でございます。その金利は借入れ先ごとに異なっておりまして、年利0.7%と年利0.792%のものがございます。本年度末の借入れ残高は22億9,273万2,000円となり、金利は借入れ当時から変動しておりません。

次に、土地開発公社清算時のこれらの用地の時価評価額と現在の時価で幾らであるか、そして、令和2年度の一般会計予算案に用地の売却が算入されているのかというご質問に対しましては、平成25年に代物弁済として取得した用地全ての時価評価額は6億4,328万9,356円でした。それらの現在の評価額ですが、これまで収入として予算計上する場合など、売却について具体的な方針が確定した都度、現在の時価評価額というのは算定しておるところでござ

ざいまして、それら全ての土地の時価評価額というのは今のところ把握できておりません。

なお、令和2年度予算におきましては、一部の用地の売却収入を見込んでいるところでございます。

次に、地籍調査についてのご質問です。地籍調査が完了している筆数と面積、そして、今後計画を立てて地籍調査を行っていく考えはあるのかというご質問ですが、土地開発公社が保有していた土地の多くが、国土調査の一つである地籍調査、こちらが完了してない西穴間地区にあることから、多くの土地の調査が完了していない状況になっております。

土地売買といたしますのは、タイミングも重要な要素であると考えておりまして、売却処分の方針である土地については、問い合わせがあったときの準備として、日頃から境界確定を初めとする土地情報の整理などに努めてまいりたいとは考えております。

しかし、地籍調査が完了していないとはいえ、旧公社保有地のうち142筆、計2万2,544.47平米分については、隣接土地との境界などが記載された地積測量図、これが法務局に備え付けられている状態です。トラブル防止のため活用できると考えられ、残る部分の土地については、その財産価値などを勘案した上で判断してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、町有財産売却処分審査委員会について、未利用地の売却が急がれる中、委員会の運営について、そして処分基準の見直しに対する考えですが、町有財産である土地の処分等に関する事務の適正な執行の確保を図ることを目的としてこの委員会は設置されているものでございまして、平成26年の設置からこれまで13回の会議が開催され、その中で財産の処分基準が確立されております。

この処分基準に関しましては、専門的な識見を有する委員の皆さんにご参加いただき、評価額よりも減額して売却できる場合を定めたものですが、普通財産とはいえ町の財産である以上、土地の適正な売却価格、このあり方については引き続き検討の余地があるとは考えているところでございます。

以上となります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 答弁ありがとうございます。

まず、1番目の事項からお聞きしていきます。①についてお聞きします。

12月議会では随意契約の金額をご説明いただきましたけれども、平成29年度でしたか、財

政健全化特別委員会で公表になった金額を申し上げます。平成27年は随意契約107件 5億2,600万、28年度87件 6億4,700万として財政健全化特別委員会で公表されております。そのときの、12月の議会との数字に差異があるということをご認識願います。これは答弁は要りません。

次に申し上げたいことは、まず、法令等のこういう請負契約についてのあれを読みますと、ちょっと割愛して読みます。

地方公共団体による調達には、その財源が税金によって賄われるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならないと考えています。地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされています。この原則を貫くと、調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるとの弊害が生じることがあります。このため、指名競争入札、随意契約による調達が例外的な取扱いとして認められています。この例外的な取扱いということをごひともよく考えていただきたいと思います。

次に、②については、今分かりました。令和元年度9月末で32件。ちょうど長期契約とかいろんなこともあって、地方選挙等もあって職員さんのほうも忙しかったと聞いておりますので、これについては省略します。

次、再質問で通告しておりますように、河合町契約規則に関して、随意契約での予定価格の設定はどのようにされているのか、答弁願います。河合町契約規則。願います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 本町の契約規則では、予定価格は一般競争入札、指名競争入札に付す事項で作成された仕様書及び設計書に基づき積算された設計単価をいうということが規定されております。

随意契約の場合にも、規則の規定はないんですけれども、原則としてこれに準じた予定価格の設定をしているところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ここで重要なのは、職員の中で専門的な識見を持った技術職の方の存在が重要と判断しますが、今回この随意契約においても、複数の有資格者の存在が非常に重要と認識しております。

河合町の今職員、前年は160名、正職員ですけれども、技師、土木建築、その他建設コンサルという技師数は、資格を持った方とかはいてはりますか。何人おられますか。概要でいいです。概略でいいです。教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 申しわけございません。職員の中で複数名の有資格者はおりますが、この場で具体的な人数をお答えすることはできません。申しわけございません。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、それはまた後日お願いします。

次に、契約規則について、落札者の決定をどのようにするか規定していないが、なぜなのか。これ、何回も契約規則を読んでいるんですけれども、はっきり落札者の決定はあまり定義付けしていないんですけれどもね。これは、このような状況で契約規則はいいのか、ちょっと私、心配な点があるんです。

つまり、それで大淀町の規則を参照しますと、100%じゃないんですけれども、何らかのはっきりした明確なことは、規定は一部やっております。その点はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 本町の契約規則に落札者の決定規定がないというお問い合わせですが、まず一般競争入札、指名競争入札に関しましては、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするということが法律上、地方自治法上規定されております。よって、今回契約規則には規定されていないものと思われま

あと、随意契約に関しましては、例えばプロポーザル方式など、相手の決定方法というのは一律ではございません。さまざまあることが予想されますので、規定内容として盛り込みにくい現状がございます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問③の前年指名競争入札から随意契約に変更した4件についてなん

ですが、私の質問について、ちょっと金額が答弁いただけないと思うんですが、概算でいいですから、概数でいいですから教えていただけますか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 前回入札で今回随意契約になった案件4件のうち、私が担当している総務課分しかちょっと今把握できていないんですけれども、その契約金額が、3年間の長期継続契約で2,035万8,000円となっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） これについては、質問時間の制限もございますので、ほかの件についてはまた事後、後日私のほうに資料を出していただくようにお願いします。

次に、④の予定価格、最低制限価格等についてちょっとご質問する前に、再質問を通告でお願いしているように、低入札価格制度と最低制限価格制度の違いについて簡単にご説明してください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 低入札価格制度と最低制限価格制度の違いにつきましてご答弁申し上げます。

まず、最低制限価格制度といいますのは、入札を執行する際に当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは設けるものとされておりまして、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の申込みをした者を落札者とする制度となっております。したがって、最低制限価格よりも低い額で入札した者は全て失格となる制度でございます。

次に、低入札価格調査制度につきましては、低入札価格調査基準価格という価格を設定いたしまして、もしその価格を下回る入札があった場合、一律に失格としないで、その入札者はその価格で履行できるかといった調査をした上で、例えば既に当該工事に要する原材料を大量に所有しているとか、そういった事情があり履行できると判断された場合には、落札者となることができる入札制度と認識しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 事前審査型と事後審査型の一般競争を最初の答弁でご説明いただきま

したけれども、この点ちょっと、この点についても簡単に、一般の方にも分かりやすいよう  
にご説明ください。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 一般競争入札の際、参加申込みがあった場合に、入札前にその資  
格審査を行い、資格を持たない者の入札をあらかじめ排除しておくのが事前審査型。

一方で、事後審査型というのは、入札前に参加資格の審査を行わず、入札により落札予定  
者、これを決定して、落札予定者の資格審査のみを実施する手法という認識をしております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ④について、今予定価格として事前公表の独自のやり方は変更可能と  
いうことで、可能ということで、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、何とか審査委員会  
というのがあります。

それで、河合町の例規集を読みますと、河合町契約規則、それであと2つほど条例と規則  
があります。そのほかに、規則、要領、要綱等がいろいろあると思うんですけれども、この  
点について、再質問通告に出しているように、それら以外、例規集に記載している3点以外  
にどのような規則、要領があるのか、ゆっくりとご説明ください。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 町の例規集といいますのが、まず、例規ですので条例と規則、こ  
れを登載することを基本としておりまして、それに加えて一部の要綱などを登載している  
ところがございます。したがって、要綱レベルというものになりますと莫大な量になりま  
すので、ほとんど例規集に残念ながら登載し切れていないというのがまず現状でございます。

その中で、どのようなものがあるのかというご質問ですけれども、例えば今おっしゃられ  
ました契約規則、そして長期継続契約に関する条例、規則、そのほかに、例えば入札関連に  
限らせていただきますと、入札の執行に関する詳細に手続を定めたものであるとか業者の指  
名停止、これらのルールを定めたもの、また最低制限価格に関するものなど、約20本ほどの  
要綱であるとか要領などがございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 河合町にはたくさん要領、規則、内規的な規定はあると思うんですけ

れども、一番重要なのは、やっぱりある程度可視化できるような、議員でもチェックできるような制度に改めていただきたいと思います。

例えば、非常に例に挙げて申しわけないんですけども王寺町の契約規則については、最低制限価格制度とか建設工事業務委託最低制限価格取扱要領、それと建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱とかということになっています。一部、非公開もございます。それと、先ほど申し上げたように大淀町の契約規則、大淀町、これは非常に河合町と団体規模が同じ、一番参考にしやすいと思うんですね。それで、大淀町においてはかなり、非常に全部、町のホームページでこういう契約要領とかが全部出ております。こういったようなことを町のほうのホームページとかそういうところに公表していただきたいと思います。その点、すぐには、明日とは言いませんが、この半年以内にそのような形を公開する形式に改めていただくようにお願いします。その点についてご答弁願います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今おっしゃられた他団体の例も参考にした上で、まずは半年以内にどこまでできるのかというのを検討して、可能な限り公表に努めたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この5番以降の最低制限価格制度、これの善悪はいろいろあるんですけども、長所、短所があるんですけども、ちょっと例を挙げて申しわけないんですが、今年度予定しています中山台のいわゆる水道のタンク3基の除却工事が、3億円で設計金額が入って、92%近い金額で、最低制限価格で3社が同額入札してやっております。それで、くじ引きで今1社が決定して、もうそろそろ着工します。

王寺町の場合、昨年でしたか、ちらっと見ますと、泉の広場プール除却工事、建設じゃなくて除却工事に1億5,000万相当の金額を出しています。そこは最低制限価格制度を採用しないで、事後審査型にしていたと思います。今回、前回の議会でもちょっと消費税率の改定で委員会が開かれたと聞いておりますけれども、この除却工事については、やっぱり最低制限価格というのは、そういう観点は必要なかどうか、ちょっとその点ご見解をお示ください。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、最低制限価格制度の適用につきましては、河合町の最低制



限価格制度取扱い要領、これにおいて定めておまして、その中では総合評価方式の競争入札を執行する場合に適用、また、河合町の建設工事請負業者選定審査会が必要と判断する場合設定することもできるとされているところです。

今回、その適用をされたのが、この選定審査会の判断により適用されているわけなんですけれども、その選定審査会の中の議論というのは全てこの場でお知らせするわけにはいかないんですけれども、今回の工事が非常に大規模な構造物の除却工事ということで、周辺の住民などへの影響も大きいだろうということで、一定の施工体制を取っていただく必要性などから最低制限価格を設けたところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 何か理にかなったような、私はちょっと理解し難いんですけれども、そういう見方も考えられます。

この約3億の事業に関して、議会がチェックできない点もあるんですね。これ、議会の議決を要する契約の条例があったと思うんですけれども、これについては、5,000万円以上は議決を得ないといけないんですけれども、今回の水道タンクの除却工事は、議会議決は得なくていいんですか。その点、ご説明ください。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 私のほうから答弁させていただきます。

今回の西大和配水タンク除却工事、我々水道事業、こちらは、地方公営企業法、こちらの法律が上位法になってございます。

それで、議員がおっしゃられますお話でございまして、それは地方自治法の96条、議会の承認5,000万円以上ということでうちの条例も制定されているところでございますが、地方公営企業法におきましては、第40条で地方自治法の適用除外というのがうたわれております。それに基づきまして、議会の議決を要しないといた形で執行させていただいている状況でございまして。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 地方自治法第96条、長いですね。読みました。それで、水道会計は別やと書いていません、実際に。私も公営企業法までは六法を持っていませんので読ん

でいません。それでも、町の規則、条例を見ますと5,000万以上で、水道会計、特別会計に関する発注工事等は議決を得なくていいよとかいう文言はないですよ。あの文言からいっただら、議会のほうで議決を得なければいけないのかなと私は思うんですけども、それは、例えば地方自治法が上位なのか、今石田次長が言われた水道のほうのあれが、どっちが上位なのか分からないんですけども、その解釈が理解できないんですけども。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 地方自治法と地方公営企業法、それらの上下関係というのはございません。地方自治法のおくまで例外として、除外規定が地方公営企業法に設けられているものでございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） もう時間が3分しかありませんので、この点についてもまた、請負契約についても6月議会で再度、もう一度質問させていただきます。

次、2番目の土地開発公社の引き継いだ用地についてです。

これも175筆、約3万平米、約900坪の土地があって、かなりの土地です。それで、売却した金額なんですけど、この3万平米に対して売却が約3,479平米売却していて、売却金額は大体でいいですから何ぼになりましたか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 申しわけございません。ちょっと今資料を持ち合わせておりません。後ほど提出させていただきたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、後日資料を下さい。

次に、公社地の評価額。平成25年、約6年前、いろいろ物議を醸して、前町長がもう総務省に走って、いろいろご苦労して清算に至りました。この点で約28億六千何ぼ第三セクター債をやって、市中金融からの借入れで返済を行って、毎年約1億円ばかりの返済で、30年ローンとなっております。

この点に関して、そのとき、25年当時の議案第55号だったと思うんですけども、あれの表をいただきますと、見ますと時価評価額は6億4,000万。そのうち、ちょっと地番は忘れ

ましたけれども交流センターですか、法隆寺インターの北側にある。あそこが約3億何ぼになっていたと思うんですけれども、あそこの売却とか利活用はどのように考えておるのか。

以前、2年前か3年前か、情報発信基地を造ると企画がありましたけれども、それは頓挫しましたけれども、今どのように町は処分をしているのか教えていただきたいんですが。処分計画を持っておれば。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在の法隆寺インター北側の旧公社地ですが、町で横断的に今後の活用について検討しているところです。これまでもさまざまな検討を行ってまいりましたが、ちょっと今のところまだ方針が固まっていない状況でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 答弁は結構ですので。あの約5,900か6,000平米あった土地なんですけれども、何とか県のほうに買っていただくような方法とか、交渉してはどうでしょうかね。まず、あそこの土地を、県もかなり借金がありますから余裕がないかと思えますけれども、それと内水対策の問題もありますし、そこを絡めて、何とか県のほうにご協力いただいでやっていただくようお願いしたいと思っております。

それで、この金額、6億4,000万相当の金額を現価格で算出できないということでしたけれども、平成27年と29年の売却の金額を見ますと、もう完全に65か、いいところで7掛けですね。29年当時で7掛け。6億4,000万掛ける7掛け、4億2,000万。となると、もう今32年度になったら、もう半減しているかもしれない。いずれゼロになってしまうかも分かりませんので……

○議長（杵本光清） 長谷川議員、まとめてください。

○7番（長谷川伸一） その点についての計画をお願いします。それで……

○議長（杵本光清） まとめてください。

○7番（長谷川伸一） はい。ということになっていますので、あと、地籍調査も含めて、この土地開発公社のも6月議会にもう一度再質問、整理質問しますので、それまでに資料請求もさせていただきますし、これは早く売却して、できるだけ財政健全化、それと町の活性化に生かしたいという思いがありますので、その旨種々ご理解の上、協力よろしく申し上げます。

以上をもって終わりにします。

それで、最後に、すみません。今回、予想していなかった新型コロナウイルス対策についてなんですけれども、町長にご提案します。対策本部の設置も検討していただきたいと思います。非常に未知のあれなので、こういう質問も大事なんですけれども、急場の今、コロナ対策についても早急にやっぱり自治体としてもやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（杵本光清） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大 西 孝 幸

○議長（杵本光清） 2番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

今回質問させていただく内容については、以前から何度か質問させていただいておりますので、詳細な前説はいたしません。率直に質問します。

まず、水害対策。内水対策及び外水対策についてです。

県内の緊急内水対策事業については、5年以内をめどに完了することが決められています。このことを踏まえ、質問1について回答してください。

質問1、内水対策指定地域の進捗状況と今後の対応について。

続きまして、河合町で初めて避難指示が出た当時の状況を踏まえ、質問2について回答してください。

質問2、河合町として、不毛田川の外水対策についてどのような見解をお持ちでしょうか。

再質問は自席にて行いたいと思います。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、私のほうから、水害（内水及び外水対策）、

緊急内水対策事業に関しまして2つのご質問でありますので、まずその1つ目といたしまして、内水対策指定地域の進捗状況と今後の対応というご質問に回答させていただきます。

進捗状況についてであります。県との協議の結果、今年度に業務を発注し、来年度にかけて奈良県により候補地の測量・地質調査及び効果の検証などを行う予備設計を実施することとなりました。

本町といたしましては、その予備設計などの結果を踏まえ、必要な対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目、河合町として不毛田川の外水対策についてというご質問につきまして回答させていただきます。

不毛田川の外水対策につきましては、本町が実施する内水対策事業と併せ、県が管理する不毛田川の河川改修工事の双方が実施されることで、浸水被害の軽減・解消などの整備効果につながるものと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 今後、県が調査するという答弁ですけれども、今後、県は費用対効果等を検証して、対象地域を事業化するかどうかという判断になるかと思いますが、現候補地が費用対効果が得られないと判断された場合に、新たな候補地として御幸橋の西側の町有地を含む一角を対象地域として提案する考えはありますか。

また、この貯留施設ですけれども、違った工法で施設を造ること、例えば直径10メートル、20メートルで縦が50メートルなり、立て坑のような貯留施設も選択の一つではないかと思えます。実際にこのような、立て坑のような貯留施設は、首都圏ではあるのかなと思えます。

その点についてどう考えておられますか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） まず、検証におきまして、仮に現候補地では効果が期待できないとなった場合につきましては、当然その手法や候補地の再検討というところは行っていく必要があると考えております。

また、議員より新たな候補地というところのお話もありましたが、ちょっと具体的な場所のお話もいただいたと思うんですけれども、基本的には、浸水区域の上流域にて対策を行う

ことで効果が発揮されるのではないかとということが考えとしてはあります。いずれにしましても、現候補地の効果が低いとなった場合におきましては、少しの可能性も排除せずに、現候補地での必要不可欠な対策の検討を進めてまいりたいと考えます。

また、あと違った工法というところで、立て坑というお話もございました。私のあれでは、例えば首都圏などで実施されている工法で、地下何十メートルというところの深さに地下トンネルのような大口径の排水路と申しますか、そのものをめぐらせて、一時的にそこへ貯留し川や海へ排出するといった工法と考えますが、その手法を確認はさせていただきますけれども、私の知識では相当なコストを要するということでは考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この内水対策については、私は絶対必要だという認識をしています。隣接といいますか、廣瀬神社については、本殿以外の社務所で長年被害も出ていますし、隣接の企業も不安を抱えていると聞いています。それで、この隣接の企業は、実際に今まで玄関口まで水が迫ってきたということも何度かあったように聞いています。

このようなことから、この企業も、たまたま本社が河合町にあって、法人税ですか、1億前後の税金を納めていただいておりますから、このようなこういう企業が出ていくようなことがあってはならないということもありますし、このようなことから、このようなことを踏まえて、隣接の住民も含め、安心して安全を確保するための事業として再認識していただき、内水対策事業を一日も早く進めていただきたいと思います。

この事業につきましては、北葛選出の県会議員さんにもお願いしてございまして、県議会のほうでも話を出していただけることになっています。

あと、不毛田川の外水対策についてですが、不毛田川の工事をすると、それを併せて内水対策という答弁がありました。この不毛田川に隣接している長楽地区や城古地区の一部は、以前からも外水による農作物の被害が出ています。このような何度も被害に遭うと、耕作意欲が損なわれ、農作物で生計を維持されている方にとっても大きな問題であると思います。

また、天理王寺線が開通すると、普通にといいますか、一般的にといいますか、道路周辺にはさまざまな店舗が建ち並ぶ風景が想像できます。このような水害が発生する地域では、リスクマネジメントが必要になるのではと思います。それで、店舗等の出店もしにくくなるのではと思っています。現高田斑鳩線では、数十年前に開通して、今現在は道路周辺には飲食店等たくさんの店舗ができていますし、効用も生まれています。

今後、地域の発展を考えると、この外水対策、その地域の外水対策は必要ではないかと考えていますので、不毛田川は県の管理ではありますが、町としてもしっかりこの必要性を認識していただいて、県に訴えていただきたいと思います。

あと、ちょっと最後に、この2問目についてはもう回答は結構です。

最後に、内水対策、外水対策のどちらにも関係することですが、広陵町に現在5万トンの貯留施設があります。現在、その施設には常に3万トン以上の貯留水がたまっています。この貯留水を平常時の曾我川に放流することによって、不毛田川の水量を制限できるのではと思っています。実際、曾我川は県の管理ですから、県が承諾すればこのような水害対策もできるのではと考えています。

このようないろんな方法を模索して、水害対策をしっかり考えてやっていただきたい、そのように思っていますので、今後もこういう対策についてはしっかり協議をして、県に対しても、私も県会議員さんに頼んで何とか前向きに、費用面も含めてやっていただけるようお願いもしていますし、町としてもあらゆる手段を使ってやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午後 1時01分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

---

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） それでは、議席番号12番、西村 潔が通告書に従いまして質問いたします。

まず1つ目、財政健全化に向けて、町の姿勢を問います。

過去3回の議会の答弁におきまして、令和2年3月末までに健全な財政の維持・向上・確保のための目標値を含めた施策を示したいという答弁がございました。これを実行するための仕組みと具体的な施策の開示をお願いしたいと思っています。

まず1つ目、中期的、3年から5年の中期と6年以上の長期の数値目標はつくっていただいているのかどうかということでございます。

まずその一つとして、実質公債費比率と将来負担比率、財政調整基金残高、地方債残高ですね。

それから、もう一つは、2つ目は、財政運営の課題をどうしていくのかということでございます。具体的な町の所見はいかがでしょうか。

5つございます。長期的な視点に立った資産の分析と処分、有効活用計画はあるのかということがまず一つ。

2つ目、負債の適切な水準の維持と逡減への努力（総合利回りの低下）の具体案をどう考えているのか。

3、歳入の安定的な増収策の検討、町税などの適切な徴収方法を具体化しているのかどうか。

4、使用料、手数料、負担金、補助金等の見直しをどうしていくのかということ。

5番目、入札方法、随意契約等の見直しの余地はあるのかということでございます。

次、2番目、令和2年度の一般会計の基本方針ですね。

まず、歳入予算（町税、交付金、補助金、その他）をどういう視点に立って編成しているのか。

②番目、歳出予算（新規工事、扶助費、人件費、その他）の予算額はトータルでそれぞれ幾らになっているのかということでございます。

それから、次、2、公共施設等の更新について質問をいたします。

1、公共施設等の総合管理計画、これは2017年3月末で出しているわけですがけれども、この概要について説明をお願いしたいと思います。



2番目、公共施設の個別管理計画、今年の3月までに国に報告しないといけないというふうに聞いております。この概要について説明をお願いしたいと思います。

3番目、河合町の実態ですね。額じゃなくて、1人当たりの更新費用の増減というのは今後どうなっていくのか、どういう推移をしていくのかについて質問いたします。

まず、現状の更新費用と2040年、20年後の更新費用の変化はどうなるのか。増えていくのか減っていくのかということでございますね。

②義務的経費の今後の増加です。例えば、児童福祉費とか生活保護費、社会福祉費などございますけれども、今年予算の概要を見ても、どうしてもこれは増えていくという傾向がございますね。これをどう見ているのかということですね。それから、20年後の1人当たりの額及び増加の率を予想していただきたいと思っております。

③、当然、こういう義務的経費が増えるわけですから、公共施設の総量の削減の計画が当然出てきますね。減らさないわけにいかないわけですから、この削減割合の目標がいかになるのか。例えば、20%減らしていくのかとか30%減らしていくのかということが当然求められるわけですから、それについてのお考えはどうなのかと。

それから、4番目、結果的には今後残していく個別の施設、それに係る更新費用及びその財源をどう確保するのかということでございます。

次、3番目、水道事業の円滑運営について質問いたします。

まず、水道管の老朽化による対策として、いかに更新していくのか。これは、過去いろいろございました。

①全てを更新するのに何年かかり、幾ら費用を見積もっているのか。

②老朽化対策の課題として何があるのか。

3番目、現在の河合町の水道料金は他町に比べて高いのか安いのか。

4番目、将来の水道料金と老朽化対策のバランスをどう取るのかということですね。

5番目、水道管からの漏水事故を防ぐための現状と今後の対策ですね。他市町では道路が陥没したとか3日間水が止まるとかということがございましたけれども、そういうことにならないためには予備的ないろいろな準備が要ると思っておりますけれども、こういう漏水事故を防ぐための現状と今後どうしていくのかについて、やっぱり視点をきっちりしてほしいと思っておりますね。

それから、4番目、介護保険について質問いたします。

2021年度から始まる第8期介護保険事業の見直しに関して、行政の考えはどういうことな

のかとお聞きしたいと思います。

まず、総合事業ですね。これを質問いたします。

①対象者の範囲の拡大に伴う体制についての対応は可能かどうか。例えば、要支援者、特定高齢者に加え、今後、要介護者も含めた場合の課題は一体どうなのか。要介護1の人たちが総合事業に入ってきたときに、どのように対応していくのかということでございますね。

次、2番目ですけれども、サービスの単価を国が定める上限を超えて設定できる案が出ております。これについて、現場の考えはいかがでしょうか。弾力化により現場でのメリットはあるのかどうか、あるいは、これを運用する能力はあるのかどうかですね。

次、3番目ですけれども、要介護1と2の生活援助は、総合事業への移行は今回見送られました。どうしてかといいますと、その理由としては、まだ住民主体のサービスが不十分だったり、地域のばらつきが大きく効率的・効果的な取組ができないという理由で、今回国としては見送ったようでございます。現在、河合町住民主体のサービスの充実はどう図っているのか、これから図っていこうとしているのかですね。

④番目、介護保険のサービス利用者の58%が要介護1・2まででございます。将来、これらの要介護者の在宅生活を支える生活援助などが削減されてくるという危惧を持っております。削減された場合、別居する家族の負担が増え、介護離職も増えるのではないかと危惧しております。保険者が要介護と認定した人を、今後認定基準を変えて、要介護を外して要支援3を作るのではないかと危惧をしております。こういうことになるということは、現場を預かる町の施策に影響が来るわけですから、どういうふうに考えているのかということですね。

2、予防ケアマネジメントの業務について質問いたします。

地域包括支援センターの現行の業務の現状はいかがなものか。

①全体の業務量に占める割合はどれぐらいあるのか。3分の1程度はあるとは聞いております。これが負担になっているのかどうかですね。

②居宅介護支援事業所へ外部委託することについて、是非はいろいろありますけれども、これについて町のお考えはいかがでしょうか。

3番目、介護医療院の課題について。

なじみが薄い介護医療院でございますけれども、これは既に平成30年4月より介護保険法第8条第29号の定義によると、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設とうたわれてお

ります。

①介護医療院とは一体、具体的にはどんなものなのか。奈良県内、あるいはこの7町で実際にあるのかないのかですね。

②第8期介護保険事業計画で、介護医療院を含んだ計画を策定するのかどうかですね。

次、5番目、障害福祉から介護保険へ移行することについて質問いたします。

以前にも一度質問したことがございます。障害者の方が65歳になれば、当然これ、介護保険に移行するわけですね。在宅介護は特にそうですね。この移行がスムーズにいけるかどうかの対策、以前の質問の中ではできるというふうな回答をしておりますけれども、どうなのかですね。

それから、②、介護保険の自己負担等、新たな軽減措置や免税制度はどのようになっているのか。過去は全く免税とか措置はなかったんですね。最近の傾向としては、軽減措置や免税制度が出てきたのかどうかですね。自立支援法では負担ゼロの人もいらっしゃるわけですね。その人たちが在宅介護を使えば10%、20%増えていくと、自己負担が出てくるわけですね。これについて、法制度を含めて、どのような減免措置とか免除制度があるのかどうかについて回答いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の財政健全化に向けての町の姿勢を問うという部分と、あと2つ目、公共施設の更新というところの河合町の実態というところで、②の義務的経費の今後の増加ということで答弁させていただきます。

まず1つ目、財政健全化に向けての町の姿勢を問うということで、（1）中期及び長期の各指標の数値の目標ということでございます。

①番、実質公債費比率、将来負担比率、財政調整基金残高、地方債残高ということでございます。

前回の令和元年12月議会でも同様の質問をいただいております。現在、今後の収支見通し、また財政関係指標の目標値の設定の作業を進めております。そのため、12月議会で答弁させていただいた内容とちょっと重複する部分があると思いますが、回答させていただきます。

まず、数値目標につきましては、実質公債費率、将来負担比率、経常収支比率の3指標を設定する予定をしております。

続きまして、②財政運営への課題への対応ということでございます。

長期的な視点に立った資産の分析と処分、負債の適切な水準の維持と通減への努力、それと使用料などの見直しということでございます。

現在策定しております公共施設の個別管理計画に基づき、存続する施設につきましては、今後の財政収支見通しを念頭に置き、計画的に施設の更新や長寿命化、また既存施設の用途変更などによる有効活用も視野に入れながら進めていきたいと考えております。

次に、負債の大半を占める地方債未償還残高につきましては、今年度をピークに毎年度減少していく見込みですが、負債は次世代の負担にもなることから、毎年度地方債発行額を抑制するなど、一層の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、使用料などの見直しですが、負担の公平性を確保するため、平成17年度から財政健全化計画に基づき使用料や手数料、負担金を見直し、平成18年度にはごみ袋有料化、平成25年度に事業系及び持込みごみに係る処理手数料の見直しなどを行ってまいりました。今後も、受益に応じた負担となるよう、定期的に見直しを行っていききたいと考えております。

また、各種団体補助金につきましては、平成14年度に20%、平成16年度30%、平成29年度5%の定率削減を行っており、引き続き各種団体補助金の目的に沿って、行政の責任領域や経費負担のあり方、補助効果等を考慮した上、削減・廃止などさらなる整理、合理化に努めてまいります。

続いて、2番、令和2年度一般会計予算の基本方針、歳入及び歳出ということでございます。

令和2年度の予算では依然として厳しい状況が見込まれますが、一定水準の行政サービスを確保しながら「河合A I 構想」及び「街再生総合戦略」による町の魅力向上、人口減少・少子高齢化の克服など将来につながる施策や、安心と安全なまちづくりを基本として予算編成を行ってまいりました。

次に、歳入・歳出予算額及び増減理由などについて説明させていただきます。

まず、歳入では、町税は年金所得者の所得減少や主要法人の業績悪化などで20億6,762万円、対前年度4,349万6,000円、2.1%の減額、国庫支出金では、学校再編に伴う第二小学校大規模改修事業の減少などで6億35万4,000円、対前年度3,856万9,000円、6.0%の減額となっております。また、譲与税、交付金は消費税率改正による地方消費税交付金の増加などで4億7,617万円、対前年度6,309万円、15.3%の増額、県支出金では社会保障関連経費の増加などで4億1,418万6,000円、対前年度3,676万3,000円、9.7%の増額となっております。

一方、歳出では、扶助費で住民の高齢化に伴う社会保障関連経費の増加などで10億6,918

万2,000円、対前年度1億6,999万4,000円、18.9%の増額、また、人件費では退職手当組合負担金の増加や会計年度任用職員制度の新設などで16億6,382万4,000円、対前年度7,074万6,000円、4.4%の増額となっております。

新規工事では、庁舎及び近鉄沿線境界雑木伐採工事などで529万4,000円などとなっております。

次に、大きく2つ目、公共施設の更新についてということで、3番、河合町の実態、②義務的経費の今後の増加ということでございます。

社会保障施策に要する費用としまして、扶助費や関連する繰出金などを基に算出した場合、平成30年度決算では19億1,800万円、1人当たり10万6,763円、令和元年度決算見込み、総額19億6,300万円、1人当たり10万9,268円、令和2年度予算では19億8,600万円、1人当たり11万548円、対前年度1人当たり1,280円の増となっております。

社会保障施策に要する経費は年々増加傾向にあります。河合町人口ビジョンでは令和7年度に75歳以上人口がピークを迎えるため、診療報酬の引上げなどがないと仮定した場合、それ以降緩やかに減少していくと見込んでおります。

以上でございます。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） 同じく、財政健全化に向けて町の姿勢ということで、税務課に対し、③歳入の安定的な増収策の検討、町税などの適切な徴収という質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

まず初めに、町の現状としまして、本町においても、景気回復の影響を受けつつも高齢化の進展や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴って、歳入の根幹である町税収入は今後も緩やかに減少していくものと見込んでおります。

そのため、歳入の安定的な増収策の検討といたしまして、徴収面では、さらなる徴収率向上につながる施策を考え、課税面では、償却資産の個別外部監査の結果を真摯に受け止め、適正な課税により公平性の確保を図るよう、速やかに順次課税を行ってまいりたいと考えております。

また、町税などの適切な徴収とのことですが、町税は地域社会におけるさまざまな行政サービスを提供していくための重要な財源でございます。納期限納付の重要性を周知徹底し、税収確保・秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。また、常に公平・透明・納得

の視点に立ち、適切な課税・徴収、積極的な滞納整理を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 次に、公共施設等の更新につきまして、全般的な内容を答弁いたします。

平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画は、本町にふさわしい公共施設のあるべき姿を目指すため、公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行い、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等に計画的に取り組み、公共施設等の最適化及び有効活用を図るために策定したものでございます。

その概要といたしましては、施設の類型ごとに管理に関する基本方針を定め、計画期間である平成28年度から令和17年度までの20年間で年平均約16.6億円と試算された更新費用の推計を、約9.2億円まで圧縮させようというものとなっております。

このような方針をより具体的に進めるために策定するのが個別施設計画であり、点検・診断によって得られた個別施設の状態、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容、そして実施時期、これらを公共施設等総合管理計画に基づき定めるものとなっております。

現在のところ、更新費用の約半分を占める土木系公共施設に関するものの策定が進んでおるところでございます。

町の実態といたしましては、先ほど申し上げました、年平均16.6億円かかると試算された更新費用に対し、過去の実績、すなわち決算でございますが、施設の維持・更新に充てられた額は平均で年間約5億4,300万円であったことから、現在の予算規模では今後全ての公共施設を維持・更新していくことは不可能と考えます。

このことから、人口減少、少子高齢化といった人口構成の変化による公共施設への質的そして量的それぞれのニーズの変化に対応した上で、不要となるものについては削減していくことが重要と考えており、公共施設等総合管理計画で定めた総延べ床面積の10%削減を基本として考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 私のほうからは大きく3つ目、水道事業の円滑経営に

ついてお答えさせていただきます。

水道事業につきましては、全国的な問題として、料金収入の減少、施設の老朽化等、事業経営を取り巻く課題が浮き彫りになっているところがございます。特に、水道管の老朽化につきましては、全国各事業体の漏水事故がマスコミ等々で報道されておる現状でございます。

現在、奈良県におきましては、この各種の課題を解決する方策としまして、県下各事業体で運営している水道事業運営経費の圧縮を大きな目的としまして、県域水道一体化の実現に向け、県水道局及び県下28事業体での協議・検討作業を行っているところでございます。

県域水道ビジョンでは、令和8年度の一体化、統合でございますが、こちらを目標としておりまして、現段階では具体的な内容とまでは至っていないところでございますが、この県域水道一体化が実現された際には企業団が設置され、奈良県下の水道事業運営が一つになるということでございます。

そこで、議員ご質問の5つの項目につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず1つ目、全てを更新するのに何年かかり、費用を幾ら見積もっているのかといったご質問でございます。

河合町給水区域における配水管延長は約122キロメートルでございます。直ちに更新しなければならないものではございませんが、全ての配水管を更新するとなると約59億円必要であると現在試算しております。仮に年間1億円投資したとしましても59年かかる計算となりますが、あくまで町単独で更新事業を行った場合であり、先ほど申し上げました県域水道一体化の実現後には、企業団において計画的に更新されるものと考えておるところでございます。

次に、2つ目、老朽化対策の課題として何があるのかというご質問でございます。

水道管老朽対策として更新事業となりますが、やはり事業財源の確保であると考えております。また、今後におきます現場職員の技術継承も懸念される所でございます。

続きまして、3つ目、現在の河合町の水道料金は他町に比べ高いのかというご質問でございます。

現在の河合町水道料金につきましては、近隣他町、これは平群、三郷、斑鳩、安堵、王寺、上牧、広陵各町でございますが、比較いたしまして、例えば一般ご家庭で、20ミリのメーターで月20立方メートルご使用された場合、2番目に安い料金体系となっております。

次に、4つ目、将来の水道料金と老朽化対策のバランスをどう取るのかという質問でございます。

住民の皆様へ直結したライフラインである水道管の、老朽化対策としての更新事業は不可

欠でございます。しかしながら、料金収入の減少等を背景に更新事業が遅滞しておりますことは、河合町に限らず全国的な課題でございます。

将来的なお話をすれば、冒頭で申し上げた県域水道一体化協議・検討の場において議論されることとなるわけでございますが、水道管路の口径等のダウンサイジングを含めた具体的な管路施設更新計画を策定しまして、当町の基礎資料としたいと考えておるところでございます。

最後、5つ目でございます。水道管からの漏水事故を防ぐための現状と今後の対策はというご質問でございます。

現状におきましては、管路の漏水調査を実施し、漏水事故対策に努めているところでございます。ただ、漏水状態を検知する調査でありまして、予防という性質のものではないことは承知いたしておるところでございます。

最近の報道では、民間企業においてAI機能を活用した管路劣化予測機器の開発も進んでおり、神奈川県企業庁、こちらにおきましては試行されていると聞き及んでおるところでございます。これによりまして劣化度の高い、漏水の発生しそうな箇所から優先的に管路更新を行うことができまして、効率的な更新投資が可能であるということでございます。私どもといたしましては、今後におきまして、有効性の検証結果等を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） それでは、私のほうからです。大きい4番目、介護保険について、第8期介護保険事業計画の見直しに関する行政の考え方はということで答弁のほうをさせていただきます。

まず1つ目、総合事業についてという質問でございます。

対象者の範囲の拡大に伴う体制についての対応は可能か、要支援、総合事業対象者に加え、要介護者も含めた場合の課題は何かという質問でございます。

総合事業とは、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう町が実施する、介護予防を目的とした事業でございます。

対象者の拡大につきましては、議員がご存じのとおり制度改正が見送りになりましたので、今後も国の動きを慎重に見極めていきたいと考えています。



課題につきましては、軽度者が整形関係の疾病により日常生活動作に支障を来しています。そのため、リハビリと家事支援を希望される方が多く、継続的に支援を希望されています。このことに伴いまして、通所介護と訪問介護事業費が増大につながっているのが現状でございます。町では、介護支援専門員などを通じて、継続的にリハビリや家事の支援が必要かを見極めていきたいと考えています。

次、②番目です。サービス単価を国が定める上限を超えて設定できるが、現場での考えはという質問でございます。

サービスの上限額を上げることにより、利用者負担額も上がることとなります。住民の方からすれば、サービス利用を制限することにもつながりますので、慎重に考える必要があります。

次に、③番目、要介護1・2の生活援助の総合事業への移行は今回見送られました。住民主体のサービスの充実はどう図っていくのかという質問でございます。

現在、社会福祉協議会に委託を行っている地域支え合い事業というのがございます。このことにつきましてはご報告させていただいておりますが、モデル地区を選定して、大字単位で日常生活におけるお困り事を、地域の皆さんで対策を考えていく方向で進めています。また、行政機関、地域包括支援センターとともに継続した積極的な支援を行い、助け合いの輪を広げていきたいと考えています。

次に、④番、生活援助を削減されると家族負担が増加し、介護離職につながりかねないという質問でございます。

保険給付範囲のあり方について見直しされる提言がありましたが、軽度者の生活援助サービスに関する給付のあり方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である町の意向、利用者への影響などを踏まえながら引き続き検討を行うことが妥当として、法改正には至りませんでした。このことから、町でも継続して、国の動向を見極めて慎重に進めていきたいと考えます。

それから、2番目、予防ケアマネジメント業務につきまして。

①番、全体の業務量に占める割合は負担になっていないのかという質問でございますが、介護予防ケアマネジメント業務につきましては、民間事業所に全て委託をしております。

②番目、居宅介護支援事業所への外部委託をすることについての所見でございます。

このことにつきましては、予防ケアマネジメントを全件外部に委託しておりますが、初回利用者につきましては自立支援型ケア会議を実施し、専門職の助言により、利用者の生活の

質が高まるよう支援内容を協議しております。

外部委託をすることによって、地域包括支援センターでの業務である総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、認知症施策に取り組むことができています。

次、3番目、介護医療院の課題についてという質問でございます。

①番目としまして、介護医療院とはどんなものですか、奈良県内、7町にどれぐらいありますかという質問でございます。

介護療養型医療施設に代わり、介護医療院が新たに法定化されています。長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどの医療機能と、生活施設としての機能を提供できる施設となっています。

現在、県内には4か所あり、西和7町にはありません。

次、②番目、第8期介護保険事業計画に介護医療院を含んだ計画となるのかという質問でございます。

第8期計画においても、介護医療院を含んだ計画となります。

それから、大きな5番目、障害福祉から介護保険への移行についてでございます。

1番目としまして、障害者が65歳になり、介護保険へのスムーズな移行の体制及び自己負担等の新たな軽減措置や免除があるのかという質問でございますが、現在、障害者の方が65歳になった場合ですが、個別性や障害により全て介護保険に移行を図るものではありませんので、必要な方につきましては、障害担当者から地域包括支援センターに相談を行い、本人を交えた相談により制度移行を行っています。

なお、軽減措置につきましては、現行制度である標準負担額限度額認定証、もしくは高額介護サービス支給などの活用方法を紹介していきます。

以上でございます。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） かねてからこの財政健全化については、1年越しで数値目標をつくってほしいということを言っているわけですね。それで、今の答弁で全く出ていないと。特に3年から5年、長期6年以上ということでございますので、先ほど数値目標の中には実質公債費比率と将来負担比率と経常収支比率と出ましたね。これの今後10年間のリストを作ってください。約束してくれますか。これは1年間で訴えてきたことなんですね。それを必ず出すと言ってください。データで出してください。できますか。まず、これについて回答をお

願います。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 現在、先ほどちょっと答弁させていただきましたが、今後の収支見通しというのを作成しております。それと併せて、財政指標に係る数値の目標の設定を今行っているところでございます。

それで、財政収支見通しという部分につきましては、10年程度の見通しという形を予定しております。その部分につきましては、作成いたしましたら、しかるべき時期にまた公表のほうはさせていただくような形を考えております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 過去にシミュレーションでは出してもらったことはあったと思うんですね。私の言うているのは、これは計画ですから必ず出して、これをたたき台にして毎年毎年見直していくという、そういう考え方なんです。過去1年間、そういうことを訴えてきたわけです。

できれば財政調整基金とか、地方債残高も当然関係してくるわけですから、こういったものも含めて出すべきだと思うんですね。今のお話では、10年間の計画を今の時点で出せないということですけども、これを出さない限りは計画がないということは、財政健全化につながるという意味なんです。どうするんですか、これ。毎年毎年これを出さずに、これを検証していくことをしなければ、各項目についての議論ができないじゃないですか。それを過去1年間言うてきたわけですよ。

だから、具体的に実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率を、シミュレーションじゃなくて具体的な数字を開示してほしいわけですよ。そうすることによって、議会も住民もこういうふうにやってくれているんだということで検証できるわけですよ。そうしない限り、要するに行政側がやってやって、はい、はいと言っているわけにいかないわけですよ。そこを過去1年間私は酸っぱく言うてきたわけですけども、今の時点でも出せないということですよ。

だから、私が言いたいのは、10年間のこういうリストを作って収支計画を4つ、5つですか、出して、幾らになるか。それに付随するいろんな計画があるわけですよ。いろんなことを見直ししないとイケないわけですからね。これを出さない限り、数値が入っていないと何を検証するか、できないわけですよ。そこを過去1年間言うてきたつもりなんですけど

も。

そうすると、それを出すことによって使用料とか手数料とか負担金とか補助金とか、あるいは公共施設を何ぼ減らす、先ほどの答弁では10%減らすと言っていますがけれども、30%は減らさないといけないんじゃないですか。公共施設の総面積の30%を減らさないで、1人当たりは増えていきますよね、人口が減っていくわけですからね。その辺のところを踏まえて計画を立ててくれと言っているわけですよ。だから、今回3月に出すわけですよ。個別で出すわけですよ。個別で出すということは、もう今後20年間で何を減らすかということ具体的に出不さないことには、国は受け付けるんですか、それで。

今のお話では、16億を9億円に減らすとなっています。ということは、50%は減らしていかないといけないわけですよ。そうすると、今の公共施設の何を減らすかというのが当然出てきますよね。例えば、道路とかそういうことは減らすのは難しいでしょうね。学校もまず減らさんといかんということですよ。連携、連携でやると言っていますがけれども、これ、減らすのか減らさないのかもはっきりしていないわけですよ。私は、これはもう必ず減らさんといかんわけ、総面積を減らすということですよ。そうしないと、扶助費が毎年1億9,000万増えていくとなると、20年間に1人当たりの負担が増えていくわけですよ。

だからこそ数値目標を持たないと、各現場が何をしたいか分からへんわけですよ。それを過去1年間言うてきたわけですがけれども、今に至ってもできていないということは、それは怠慢じゃないですか、それは。何をしていたかということですよ。できるかできへんかは今後の話ですわ。それを検証していくということですからね。それについてしっかりと、10年間、今月中に出してくださいよ。シミュレーションじゃなくて実行を出してください。約束してください、それは。

それから、公共施設については、10%ぐらいカットしただけではできないと思いますね。何でかという、増えるものは増えていくわけですよ。私がさっき言いましたように50%は、総面積50%は減らさんといかんわけですよ。そのときに減らすためには、住民と話をしたいわけですよ。住民とね。

そういうことで、今国に出しているという数字は、あくまでもこれは計画ですがけれども、具体的にそれを実行するためには住民と話をしないといけないわけですからね。何も無いのに住民と話しできませんよね。第三小学校も何も潰してしまうんだというふうな計画があるとなれば、それを住民と話しして、どうするのかについてやらんといかんわけですよ。

それから、水道事業については、先ほど広域化という話があったので、我々は、やはり日

本の水道事業です。すばらしいものだと思っています。蛇口をひねったら飲めると、水がね。これは世界的に見てもないんです。やはりどこの国でも一緒ですけども、水が命ですよ。

だから、ある程度は、これから老朽化対策で漏水を防ぐためにはITを利用したものをやってもらっていますけれども、これをできたら県とか全国の組織の中で、民間を使って研究開発してほしいんですわ。それが唯一の漏水を防ぐ手だてになっていけば非常にいいと思いますので、この点について、広域化というのは奈良県じゃなくて全国の水道について、どうしていくかについては共通項目ですから、これを何とか立ち上げてやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 目標の設定ということと、あと収支見通しというところですが、収支見通し、その目標の設定というものは今作業を進めております。それで、先ほど申し上げましたように3つの比率、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率につきましては設定のほうをさせていただき予定をしております。

あと、質問いただいております財政調整基金の残高とか、あと地方債の残高につきましては、今後の収支見通しの中で当然毎年の部分で出てきますので、その辺の部分を作成して公表させていただき、今予定しておりますのは2年度にタウンミーティングということで、自治会単位で回らせていただいた際にまた説明のほうをさせていただきということになると考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません。私からは、公共施設の今後のあり方、方針について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、確かに今後の人口の推移であるとかそうしたものを考えたときに、必ずしもこの計画に記載されています10%の削減、それで全てが足りるとは考えておりません。これに併せまして、当然施設の用途の変更であるとか長寿命化、そういったことも考えていく必要があると思います。

いずれにしても、安定した財政運営、そうしたことを考えた際には、施設そのものの必要性の有無に加えて、例えば必要と判断した場合にあっても、その施設がいつ大規模な例

えば修繕が必要であるとか改造が必要であるとか、対症療法ではなくてあくまで予防的な取組をして長寿命化を図るなどの、そういったことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 水道事業、漏水対策、民活を入れた研究開発、こちらは全国的な共通項目であると。私自身もそちらのほう、老朽化対策というのは非常に、いろんな話になるわけなんですけれども、懸念される状況もございます。

どういうふうにやっていったらいいのかな、例えば河合町単独ではなかなか難しい状況、その中で今推し進めております広域化、こちらの場合、まず奈良県の組織においてそういった形の提言、私も当然場に参画させていただきましたら申し上げていきたい。その中で、また奈良県の方向として全国に発信していくとかそういった方向、徐々にローカルから全国へといった形の手順が必要なのかなというふうに私自身は考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 4番の介護施設についてちょっと質問しますけれども、介護医療院というのができたわけですね。それで、これ、3年間は新規を認めないという国の政策なんですね。それで、既存の施設が介護医療院に相当するものを造っていこうということでやってきたわけですね。

そうすると、河合町の中で、施設はあるわけですからね。これができていないというのは、行政側がアプローチされたことはございますか。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 介護医療院につきましては、まだアプローチというか、そういう分は全然してはございません。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） これ、非常に素晴らしい介護医療院なんですね。今までは、例えば療養型とかいろいろありますけれども、医療は医療、介護は介護で別々に払っていたわけです。今回、これは介護も医療も生活援助も含めての医療院なんですね。だから、これは国の施策としては非常にいいんですけれども、これが30年4月以前から研究開発されて、準備をやっ

ているところがあるわけです。ところが、河合町とか7町は全くないわけですね。4町、奈良市が1つ、その他3町ですよ。

そうすると、これをどうしていくかについて、せめて7町だけでもええから研究開発するとかしないんですか。河合町だけできなかつたらどうするんだとか、服部記念もあるわけですから、そういうものについてどう施策として、第8期に入れていくわけですから、何を入れていく、それは大和郡山とか近くは行くかもしれませんが、当然そういうことで、この介護医療院を充足、充実させるための施策を7町あるいは奈良県でやっていかんといかんのじゃないですかね。奈良市は別にしても、やっぱりそういうことをどうしていくのかについて、どう考えているかについて回答をお願いします。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） ただいま議員がおっしゃいました介護医療院の重要性というのは、特に私どもも、これから先高齢者が増えると、また重度の方が増えるといった状況にもなると予想されます。

河合町としましては、西和7町担当者会議を毎月1回の割合でやっております。それで、8期計画におきましても、そこで各それぞれの町村の、町の事情をそれぞれ相談した上で決めていこうかなと、こういうふうに思っております。その中において、介護医療院の必要性、もしくは今後どれぐらいの方が利用されるかといった部分を含めて協議していきたいなど、また計画に盛り込んでいきたいなど、このように思います。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 時間がないんですけれども、障害者が今度介護保険に移る場合に、ネックとなるのはケアマネさんなんですね。ケアマネさんが障害者のことをよくご存じで、移行もスムーズにいくようにするためにはどうしたらいいかということ、その視点が地域包括支援センターの存在なんです。

その地域包括支援センターの中で、ケアマネさんの教育の中でこういうものを取り入れているのかどうかについて回答をお願いしたいと思います。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 現在、ケアマネ会議を当然行っております。その中においては、

まだ介護のケアマネジャーだけの集まりということで、私、認識しております。

ただ、議員がおっしゃるように、ケアマネジャーだけではどうしても障害のこと、知識等当然ない方がいらっしゃるということも聞いていますので、その辺につきましては、今後、可能であれば障害のほうにつけるそういう相談員さんとか、そういう方と連携を取りまして進めてまいりたいなど、このように思っております。

以上です。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 最後ですけれども、まず、財政については、必ず数値化してほしいんですね。それで、数値化する上で何が問題になるかについて開示してほしいわけです。非常に難しい問題でございますけれども、数値化しない限り、周りの人たちが要するについていけないわけですよね。何が悪いか、何がいいか、できたかどうかということを数値化することで明白になるわけですので、必ずこれは数値化してほしいわけです。できたら債権、要するに地方債残高とか財政調整基金。

財政調整基金がゼロになったらどうなるか、皆さんよくご存じだと思いますね。事業ができなくなるわけですからね。そういうことで、ぜひこれは実行してほしいわけですよね。できますでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 何遍も財政課長が申しておりますとおり、その方向に向けて今現在進めておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（杵本光清） 再開します。



---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） 議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問いたします。

今回、2点質問いたします。1点目は放課後学習塾について、2つ目は安心して子育てができるまちづくりについてです。

まず1番目、社会生活を送る上で基礎学力をつけることは極めて重要ですが、家では宿題を見てあげたいけれども忙しくて手が回らない、また、子供たちからは、学年が上がり勉強が難しくなった、そのような悩みの解消や家庭の負担軽減を目的に、放課後学習塾が近隣の自治体で進められています。

河合町の未来を担う子供たちが自ら学習に取り組み、さまざまな知識や考える力を身につけることは極めて大切です。家庭学習の支援及び家庭の負担軽減のために、河合町においても早急に放課後学習塾の実施が求められていますが、いかがお考えですか。

2番目は、安心して子育てができるまちづくりについてです。

子育て世代の方が安心して妊娠・出産でき、子育てしやすい環境を整えることが求められています。河合町でも子育て支援課が新設されましたが、子育て支援という意味ではスタートラインに立ったところではないでしょうか。子育て支援課設置の目的及び本旨について伺います。

また、子育て支援は課をまたいで支援が必要なことが多々あると思いますが、他の課との連携についてどのようにお考えでしょうか。

子育て支援課が目指す支援はどのようなものがありますか。また、設置されてから新たに組み込まれた事業はありますか。

かねてより要望していた、妊産婦及び乳幼児のいるご家庭のごみのまごころ収集実施の進捗状況はどのようになっていますか。

また、国民健康保険においても、子供が生まれたら出産祝いどころか保険税の均等割で保

陰税がアップします。子育て支援の立場から均等割を廃止すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、この2点の質問については、1点目につきましては町長にもお伺いしたいと思えます。教育現場での経験もお持ちで、子供の学力や放課後の過ごし方、また子供の居場所づくりなどご理解があると思えますが、放課後学習塾についてどのようにお考えでしょうか。

また、2番目についてです。

子育て支援課についても、新たに設置された課でございます。清原町長の思いをぜひお聞かせ願いたいと思えます。

再質問については、自席にて行いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 1番目の放課後学習塾につきまして、私のほうから答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、河合町の未来を担う子供たちが自ら学習に取り組み、考える力を身につけるために、学習習慣を定着させるための支援、また子育て世代への支援の一環としての学習支援が大切であることは認識しています。

既に行われている学習支援として、西大和地区公民館におきまして奈良県が実施している学習支援事業、奈良県の子どもの「心と学び」サポート事業があり、住民ボランティアの方が参加していますが、事業の対象は狭い範囲の対象家庭となっているところです。

また、児童館におきまして、職員や中学生が小学生の宿題を折に触れて自ら自主的に見るというようなことも行っております。

今後、児童館の2階の図書室等を自習室として開放すること、そして小中学校の卒業生など子供たちに近い年齢の学生ボランティアを含む、多世代交流を兼ねた学習支援の場を提供できるよう検討しています。

教育委員会、各学校、福祉部と情報の収集、共有を図りながら、他市町村で既に実施されている学習支援事業を参考にしつつ、現在実施しているものを発展させる形で、指導者にも過度な負担のかからない持続可能な方法を確立することが大事だというふうに考えております。

以上です。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 2番の安心して子育てができるまちづくりについて、私のほうから答弁いたします。

子育て支援課設置の目的及び方針、課が目指す支援、新たに取り組まれた事業ということで、子育て支援課は妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく細やかな支援に取り組める課として12月に新設されました。

市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、子育て支援を計画的に提供する責務を負います。

乳幼児と関わりのある保健センター部門と幼児期の子育てを支援する母子福祉部門、保育所・認定こども園・学童保育に関する業務や児童福祉業務等が1つの課になることで、子育て世代への切れ目のない連携がより図りやすくなっております。多職種が従事し、相談者が相談しやすい窓口を心がけていきます。

今後は、子育て支援に関わる庁舎内の担当課に連絡調整員を置き、それぞれが役割分担を持ち、継続支援のできる体制にて充実した子育て支援を目指してまいります。

地域における子育て支援の機能を有する幼保連携型認定こども園がスムーズに開園できるための準備作業や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のできる子育て世代包括支援センターの体制づくりの検討、また、新制度への移行にあたって、子ども・子育て支援に関わる住民の皆様のニーズを把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に関わっている方の意見を伺いながら、現在、地域のニーズを踏まえた子ども・子育て支援事業計画の第2期の策定中でございます。

2番、妊産婦、乳幼児のいる家庭のまごころ収集実施の進捗状況ということですがけれども、担当各課で協議した結果、まごころ収集は独居の方で常時身体的な介助が必要な方へのごみ出しの補助であり、また、安否確認を含めて実施していることから、妊産婦は対象ではないと判断しました。

しかしながら、ごみだけの問題をクローズアップせず、議員ご提案の妊産婦援助には困り事を支える仕組みづくりが必要と考えており、妊産婦の現状の情報をいち早くキャッチできるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、私のほうから、国民健康保険において、子供さんがお生まれになられば出産祝いどころか保険税の均等割、保険税がアップします。子育て支援の立場から均等割の廃止をすべきと思いますがいかがでしょうかという質問にお答えいたします。

保険制度につきましては、高額な治療費が必要な場合、長期においての治療を必要とする場合などにおいて、その医療費を国民健康保険が補填することで、安心して医療機関等を受診していただくことができるものであります。

この保険制度は、公費、被用者保険からの拠出金とともに、国保加入者である被保険者の方から負担していただく保険税により賄うという制度設計が基本にありまして、保険税の設定については、この一定のルールに基づき行うことが、安定した国保財政運営を行う上で大切なものであります。

そこで、子供さんの均等割の廃止ですけれども、保険税の賦課方式は応能割、応益割とする負担の原則を基本として、3つの方式が法律において定められております。その方式のいずれかにより保険税を求めることとなっており、いずれの場合にも、応益割となる被保険者均等割につきましては賦課方法として含まれており、廃止は行えないものであります。

以上であります。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、最初の放課後学習塾について再質問したいと思います。

今現在なされている子育て支援、放課後の使い方についていろいろ述べていただきましたけれども、こういった質問を私がするに当たり、王寺でのサポートスクールとか、それから上牧でもされていますし、広陵でもされています。それで、斑鳩でもしているという例があります。そういった形とは別の形ということでおっしゃられているのか、そこをお聞きしたいのと、今近隣でされている学習支援ですね。

そういったことについて、例えば学習の習慣を身につける、また、宿題を基本として基本的なところから見ていく、そういったことを進めることによって習慣付けと、ご家庭で子供さんに、帰ってきたら、口を開いたら宿題せえとか勉強せえとかそんなことしか言わないというようなこともありますので、そのあたりでゆっくりと子供と対話ができる、そういったことも含めまして、放課後の学習塾という形でしていただくのがいいかということで質問さ

せてもらっているんです。

そういう点でどうでしょうかということだったんですけれども、いろいろといろんなところで支援されているということは、それは本当にいいことだと思うんですけれども、それを充実されるとか、それが河合町に合った方法だとかという形でするんじゃないくて、きっちりした形で学力もつけて、ご家庭の援助にもなってという形で進めてもらいたいというのが私の質問内容です。

そのことについて、町長にもお伺いしたかと思うんです、それについて町長のほうからも一言お願いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） そしたら、ちょっとお答えさせていただきます。

ちょうど議員の今お話というか、聞いていまして、ちょうど40年前のことをちょっと思い出しました。

それは何かといいますと、児童館のほうで中学生の学習を指導する、進路指導のお助けをするということで、40年前そういう取組がありました。そのわけは、ある公立高校が定員割れしていたんですけれども、1中の生徒がちょっと不合格になった、そういうことが経過としてありまして、何とか子供たちの学習支援をしようということで、ちょうどそのとき私、小学校の教員でありましたけれども、北葛中心にというか、ボランティアの先生を募るということで、かなり多くの先生方にも参加してもらって、週2回でしたか、夜7時から9時まで、子供たちのそういう学習を見るということで、多分2年間やったと思います。

ただ、それがなくなったのは、第1中学校のほうでそういう学習支援がかなり進んだということで、そういうことをしなくても学校のほうでできる、そういう経過もありました。

ちょうど議員のお話を聞いていまして、今、経済格差もかなり子供たちの周りでは広がっております。また、いろんな点で子供たちの教育が保障されない、そういう現実もあります。そういうことで、さっき課長が答えましたように、まず河合町の子供たち、議員もおっしゃいましたけれども、どういうニーズがあるのかということをしかり、どういうことをしていったらいいのかということをしかりつかむことと、それから、かなりのやっぱり人数が要りますので、そういう人材確保も含めながら支援の体制をつくっていく。

そういう下で、若者の学習塾にもし焦点を当てるのであれば、積極的にやっていきたいと思えます。そういうことで、ちょっとお答えさせていただきます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 河合町におけるニーズについては、いろんなところで、既に子育て分野においてもニーズの調査もされているかと思います。改めてしていかないと分からないというような状況でもないと思いますし、教育委員会においても、日々、先生が生徒さんと交流というか接しておられる中で、それは十分に把握、もちろん把握しておかなければならないことで、されていることだと認識していますけれども、そのあたりは改めてやっぱりニーズ調査から出発しないとできないものなのではないでしょうか。

それと、今それぞれのご家庭での子ども・子育てのところで、やっぱり困難を抱えて子育てされている。また、子供さんにおいても、学力が追いつかない、分からないところをそのままにしておくということで学校生活も楽しくない、そういったことも起こってきますので、改めてそこに力を入れてしていただく。

それで、講師の先生ですけれども、もう既にいろんなところで、北葛でも3町でされていますし、近隣のところでもされているので、先生のOBの方にお願ひするとか、早期に退職された方にお願ひするとか、また、広陵とかだったら、教師を目指している学生さんにボランティアというか来ていただくと、講師で来ていただくとか、そんなふうにされているという経験が近隣では豊富にあるんですね。そういうことをしっかりと研究していただいて、それは早急にやっぱりこういう学習支援というのを塾という形でしていかなければならないのではないかというふうに思います。

それで、実際に学生さんよりも教師のOBのほうがいいのかとか、いろいろ意見もありますけれども、学生さんの声とかを聞くと、やっぱり子供さんに接してみて改めて教師になろうという決意をしたという方もおられます。そういう意味でも、幅広く募集して、その費用についてももう既に近隣では経験済みというか、大体これぐらいという基準も定められていますので、私もいろいろ見ましたけれども大体同じぐらいの、ボランティアの方、アドバイザーの方の費用は同じぐらいかなというふうに思います。それで、そういう形のがなぜできないのかというところを、また改めて今お返事いただきたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘していただいたことにつきましてとか、本当に私ども教育のま

ちということも目指しておりますので、今ご指摘あったことについては、とにかくやれる部分からと言ったらちょっと語弊が出るかも知れないんですけども、そういう子供たちのそういう教育環境を守っていくということで前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、そういう点でご理解願えたらと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そういう点では理解しているつもりなんですけれども。ただ、北葛4町を含めて、西和7町も含めまして、これは河合町にとっては遅れた取組の一つです。

そういうところをしっかりと踏まえていただいて、それやったらすぐにでもせなあかなというふうに答弁いただけるのかと思っていたら、何かちょっとこう気が抜けたかなというふうな気持ちもしているんですけども、やっぱり子供を大切にする、教育を大切にするということでは、河合町はもう少し力を入れて真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、いつごろをめどにしてもらえるのかというところまでお聞きしたいと思っていたんですけども、そのあたりは見通しとしてはどうなのでしょう。

○教育部長（上村欣也） はい。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） すみません。私、以前生涯学習課の課長をさせてもらっておるときに、この件につきましては一度テーブルに地元サイドで上げたこともございました。

ただ、王寺町、上牧町、やっておられるところのメリット、デメリットということもいろいろ聞かせていただいて、一度ちょっとプランを中断しているという、そういうこともありました。

ちょっとすみません。マスクが息苦しいのでちょっと外させてもらいます。

そういう意味で、私のほうも今町長申されたように、前向きに取り組んでいくと言っていたので、教育委員会のほうでももう一度メリット、デメリットを洗い直しながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 放課後学習塾については、そういう方向で、ぜひ実現に向けて早期に対応してもらいたいというふうに思います。

2番目の質問に入りますけれども、12月に初めて新設されたということで、私はすごく期待しているところが大きいんですけども、そういった中で、切れ目なく支援しているという点では、今まで保健センターにおいても、妊産婦の訪問についてもずっと継続的に、子供さんが大きくなって見えてもらっているという点ではいい取組をされているというふうに私はずっと認識していました。

それで、今回子育て支援ということで、本当に今河合町が求められている支援、これから必要になってくる支援だと思います。この支援も子育て支援課だけで、質問の中にも書きましたけれどもできるものではないと思っています。もちろん、庁舎においても、それぞれの課でどんな支援ができるのかというところを、今皆さん座っておられますけれども、それぞれ胸に手を当てて、自分のところではこういう支援ができるのではないかなというようなことも考えながらしていただきたいなと思っています。

もちろん、河合町としての取組も大切です。また、近隣の地域のいろんな施設や団体、また地域の人ボランティアも力を借りなければならない、そういったこともあるかと思えます。いろんないい施策、いろんないい取組をしているにも関わらず、本当に困っている人にその情報が届いていないというのが現実ではないでしょうか。そういった点で、どんなふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 困っている人に情報が届いていないのではないかなという部分ですけれども、一番困っている部分といいますと、特定妊婦さんから始まって、情報の行きにくい保護者の方、河合町の町を知らないお母さんたちというところに情報をいかにして届けるかということで、妊娠届からプライマリーな保健師があなたの保健師ですよという形でサポートして行って、健診ごとに追って、定期的にそのお母さんと情報連携をして、あと子育て支援の施策、いろんな手当があると思うんです。

児童手当であったりとか、ちょっと言葉が遅くて、どういうところに相談に行ったらいいのかなという不安とかが出てきたときに、子育て支援課の中にある児童の相談の部分と、なおかつ連携するという意味で社会福祉課の中にある障害の窓口であったり、その職員とどういふふうに進めていったらいいかなという情報連携であったりとか、この後、今子育て支



援課はちょうど認定こども園の準備のほうも担当しておりまして、そこに今後保育として入るとか、1号認定として入る、2号認定として入る、3号認定として入るといったときに、その子にどうやって関わっていったらいいのかということ、できるだけ細やかにお母さん方の情報を収集して提供できていったらという、議員おっしゃられたように本当にスタートの時期だと思うので、このスタートの時間を大切に、認定こども園のスタートと一緒に、お母さんに寄り添える課になっていけたらなと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 認定こども園ができて、ある程度解消できる部分ってあると思います。それができたから大いに進む部分もあるかと思えますけれども、私はむしろ認定こども園と接点を持たないご家庭の方の心配もしているわけです。

それで、例えばそういった悩みを持っているお母さんに寄り添うということが具体的にはどういうことなのかというところが見えないし、お母さん自身、悩んでいるお母さんが具体的にどこに相談に行ったらいいねやということがよく分からないという方もたくさんおられると思います。

私はいつも悩んでいるお母さんにいろいろ相談を受けたときにも、独りじゃないよと、みんな考えていこうねと、いつも何かあったら言ってきてねというのを一言つけるんですけども、その何かあったら言えるところ、そういう場所をやっぱりつくっていかないとだめだと思うんです。

そういう意味でも、どういった要望があるかとかニーズをお持ちかというのはもう十分知っておられるかと思えますけれども、この子育て世代の包括支援センター、これからますます重要な位置付けになると思えますけれども、これをより発展させて進めていく上で重要と思われることは、どういった点を重点として進めていったらいいのかというところも併せてちょっとお聞きしたいと思えますけれども、これができたからといって全てできるというわけでもないし、例えば核家族においては本当に、お年寄りのヘルパーという制度もありますけれども、子育てするに当たってのヘルパー制度、いろんなところでも既にされていると思います。

私のところの娘もそういったのを利用して、本当に子供の絵本、本読みとか御飯を作ったりとかという援助をしてもらって、安心して子育てができたということもあります。そうい

ったことを相談してもらえ、そういった親を探し出すって変な言い方ですけども、受け止めるというような存在であってほしいというふうに思います。

私、この間斑鳩町にほかのことでちょっと視察に行ったんですけども、そのときに斑鳩町の子育て応援ブックというのをもらってきたんです。これ、インターネットでも調べて、あるんですけども、私うまくプリントできなくて、もらってすごく役に立つというか、これ一冊あったら子供のこと全てが分かるというふうな、こういった冊子なんですね。

それで、作るのに随分お金がかかるというふうに思われるんですけども、中身を見るといろんな広告が載っているんです。病院の広告とか相談窓口のこととか、それから幼稚園とか保育所とかそういったことも含めて、子供さんに関することが全てここに書かれているんですね。例えば、妊産婦の健診のためのタクシーの補助金とかも含めて書かれています。そういうふうなのをやっぱりインターネットでも見られる、ホームページの中でも見られるという、いろんなところに発信して行って、もちろんこういう冊子もお渡しするということで子育て支援を総合的にしてもらえたらなというふうに思います。

それで、本当に初めてのことで大変かと思うんですけども、一つ、就学援助金についても、最初に学校で渡しますけれども、渡されたら出していいのかな、悪いのかな、私がお母さん対象かなと本当に分からないお母さんがたくさんおられます。例えば、民生委員さんを通じて、シングルマザーの方には必ず「どう、こういうのがあるよ」と声をかけてもらう、そういうきめ細やかな支援というのが必要でないかなというふうに思います。

それで、まごころ収集についてもなんですけれども、今行われているまごころ収集は高齢者が対象ということで、もう高齢福祉課が行っているまごころ収集には期待しません、私も。ただ、本当にこれが必要だというふうに思われているお母さん、ご家庭は、妊娠した形で河合町に来られたときに、実際にこのまごころ収集を利用する、しないに関わらず、ああ、河合町はこんなことまで気を使ってくれてんねやという温かい気持ちをそこで持ってもらう、そういう意味からも、これが実現してもらえたらいいなというふうに思います。

実際にこれを利用するのは、例えば夫が仕事に行くときにごみを持って行ってくれたり、お母さんが持って行ってくれたり、ちょっと兄弟が大きかったら持って行ってくれたり、いろいろあると思うんですよ。実際に利用する人ってそんなにいないというふうに私は思っているんです。でも、こういう受け皿があるというだけですごく安心感がある。そういう意味で、これはできないというか、ちょっと難しいんじゃないかというんじゃないかと、まずやってみるということも大切ではないかというふうには思います。

あと、均等割のところなんですけれども、ほかのところでは実施しているところもあると思います。廃止については難しいと言われてはいますが、免除という形であっても結果的には同じなんですけれども、幸いにも河合町は基金が随分たくさんあって、実際にこれを実施する、2年間なり3年間なり期間を決めて実施するにしても600万から700万でいけるのではないかというふうに言われています。

それで、この基金というのは保険税がたまってきた分なので、そのところに還元してもいいのではないかというふうに私は思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 基金の活用ということでいただいたんですけれども、かねてから基金の活用については、令和6年度の保険料の統一化に向けて更正というか、平準化といえますか、全体的に分かち合うということで、ある一点に絞ったんじゃなしに皆さんが受益を受けられるような形で、保険料の税金の抑制ということで使わせていただきたいというのを再三言わせてもらっているんですけれども、その考え方ということでちょっと進めたいなと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 子育て支援課のところでももう少し詰まった回答も欲しいところなんですけれども、均等割のところ、3億何千万かの基金なんですけれども、皆さんにということでしたら、私たちがかねてから言っている一律1万円の保険料の引き下げとかというふうな形にはならないんですか。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 現実的には6年度に向けて、徐々に統一保険料までについては上げていかなければならないという現実があります。

その中で抑制ということで、基金を活用して、幾らか基金を投入して段階的に持っていくという形になりますので、言い換えてみれば、住民の方から、被保険者から負担していただく保険料は下がっているという認識でお願いしたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） これについては、またほかのところでも議論するところがあるかと思えますけれども、実際に3億6,000万ぐらいの基金が、ほかの市町村に比べても多額であるということは変わりがないと思えますので、その有効活用をお願いしたいと思います。

私は、特に子育て支援というところで、国保のところ、自分のところの課では600万円から700万円で子育て支援ができるという立場で支援していただけたらという思いで質問させていただきました。

ほかの課でもいろいろと、自分のところの課でやったらこんなことができるのかいろいろあるかと思うんですけれども、今日もちょっとお話ししていたんですけれども、私のところの孫が、同じような年の孫が何人か来ると、おむつを替えたらおむつのごみの量がすごく多くなるんですね。そういうときに、河合町のごみ袋を子育て支援で支給するとかという形でもできるのではないかとか、公園の整備にしても、孫が遊びに来たときに安心して公園で遊べるとか、そんな、それぞれの課でどの支援ができるかということを考えてもらう、それが河合町全体で考えてくれてんねんという、住民にとってはそういう認識につながっていくかと思えます。

そういう意味で、生きた子育て支援課というふうに進めてもらいたいと思うんですけれども、期待していいのでしょうか。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 梅 野 美智代

○議長（杵本光清） 5番目に、梅野美智代議員、登壇の上質問願います。

○3番（梅野美智代） 議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。通告書に基づいて、3点質問いたします。

1番、学童保育の充実について。

1つ目に、近年増加している共働きや独り親世帯において、子供の小学校入学を機に仕事

と育児の両立が難しくなること、小1の壁といいますが、親の退職時間まで子供を預けられる施設が見つからなくなったり保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならぬような問題が生じます。

保育園在園中の子供は、夜間の延長保育を利用すれば、公立保育園などに朝の7時頃から夜の7時過ぎまで預けることができ、その間の食事や間食、仮眠なども含めて子供の生活を委ねることができます。しかし、小学校に入学すると、放課後に預けられる公的な学童保育施設、放課後児童クラブは退所時間を16時までとしているところが多いため、保護者は勤務形態を変えざるを得なくなります。

また、子供が小学生になると職場の育児短時間勤務制度が適用されなくなることや、親の参加すべき学校行事が増加することなどにより、さらに負担が増えるという問題もあります。

本町におきましても以前から延長保育の要望がありましたが、どのようにお考えですか。

2つ目は、保護者が望んでいる放課後の過ごし方について、意見を聞いて情報収集していますか。

3つ目は、学習支援を期待されている親御さんもいらっしゃると思いますが、どのように考えておられますか。

2番、手話言語条例制定について。

以前質問させていただいた手話言語条例についての進捗状況について、どこまで進んでいますか。

3番、すな丸号運行見直しの進捗状況について。

かねてから質問させていただいているすな丸号の運行状況見直しについて。

高齢化が進む中で、免許証を返納される方も増えています。すな丸号の運行方法については、何年も前からの課題です。以前、前向きなご答弁をいただいてから、住民の皆さんが期待して待っておられます。

昨年私が質問させていただいた際に、町としても利用者が極端に少ない停留所があるなど新たな課題も生じており、その配置を見直す大がかりな改善にも取り組む必要性を感じているとお答えいただきました。また、運行ルートの変更などについては、一定期間を要するが、そのための利用実績に基づいてその原因などを調査・分析することから始めていくともお答えいただきました。

利用者ニーズを把握した上での改善は、一人一人の利用希望時刻と運行時刻が合わないなど限界もありますが、可能な限りの利便性を向上させることについて、多くの意見を聞いて

取り組むとのご回答でした。しかし、いまだその意見を聞く場が設けられていないのが現状です。このままでは、いつまでたっても改善することができません。一日も早く調査・分析をしていただき、住民の方を交えての意見を聞く場を設けるなど、取り組めることから始めていただきたいと思います。

また、再質問の際には、県内の事例などを集め、準備しているところとお答えいただきましたが、どこまで準備ができているのでしょうか。以上、併せて進捗状況をお聞かせください。

なお、再質問については自席にて行います。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 私のほうからは、学童保育の充実についてお答えさせていただきます。

近年増加している共働き家庭のために、以前から保護者からの要望もあって、町としても働く親の子育て支援として何とか対応したいという思いがありましたので、子育て支援課と関係者とで協議を重ねてまいりました。

教育委員会・学校・子育て支援課と協議の上、部屋の確保ができましたこと、放課後児童支援員が確保できましたこと等そろいましたので、令和2年4月より全学童保育所で保育の終了時間を午後7時とすることになりました。

また、2番目の保護者が望んでいる放課後の過ごし方についての調査を行っているかということですが、毎年、学童保育の保護者のほうから要望書の提出のほうを受けております。保護者と担当課で協議の場を設けております。少しずつ要望を実現してまいりました。

また、昨年10月に各小学校の学童保育のニーズ調査を実施し、指導員の指導のあり方やカスタマー・サティスファクション（顧客満足度）、延長の希望等を調査しております。

3番、学習支援ということで、学童保育は保護者が就労などの理由で子供の面倒を見ることのできない家庭が対象で、家庭に代わる生活の場所として健康管理を行ったり、安全な遊びの場の提供を行い、児童が校外に移動せずに安全に放課後を過ごせる場所でもあります。

学習支援は、厳密には放課後児童健全育成事業（学童保育）の中には含まれません。以前、生涯学習課と話し合い、全ての子供を対象とした放課後子ども教室の実施について、生涯学習課のほうに検討をお願いしているところであります。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、放課後子ども教室ということにつきまして答弁いたします。

現在、地域とともにある学校づくり事業の一環として、児童館におきまして第1小学校区で放課後子ども教室を実施し、軽スポーツやものづくり等を行っています。また、必要に応じて宿題を見るなどの学習支援も行っているところです。

この放課後子ども教室を発展させる形で、中央公民館、西大和地区公民館などの空き室を開放して、幅広いボランティアによる多彩な活動を通して、地域社会全体での教育となるような仕組みを検討しています。それで、多くの子供たちへの支援、子育て世代への支援、住民のつながりづくりというふうなところにつなげていけるように事業を展開していきたいと考えています。そのためには、まずはやっぱり指導者、支援者として多くの人材の確保が必要であり、課題となっているところだというふうと考えております。

以上です。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 私のほうからですが、手話言語条例の進捗状況についてご答弁のほうをさせていただきたいと思います。

9月の議員のご提案を受けて、一度聾者と膝を交えてお話を聞く必要があると思い、昨年10月15日に1回目の協議を、今年2月19日に勉強会を関係者を交えて開催させていただきました。また、既に条例を策定している近隣の町や奈良県を訪問し、策定の相談を行っております。

今後も各関係者と意見交換をしながら、手話言語条例策定の意義を諮ってまいりたいと思っております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すな丸号の運行見直しの進捗状況について答弁いたします。

すな丸号の運行に関しましては、昨年秋のタウンミーティングにおいてもご参加いただいた方からご意見が寄せられるなど、多くの方の関心がある事柄であると認識しております。

でございます。

そのことから、これまで寄せられたご意見、ご要望のうち、早期に対応が可能なものから順次対応させていただいており、加えて、来年度予算では、老朽化し、ドアの開閉が不便な車両の更新に関する予算の計上もさせていただいているところでございます。

一方で、これまで多くの議員からご質問いただいています運行ルートの見直しについては、実現には至っておりません。今後、住民の方々のご意見をお聞きして、運行ルートも含めた見直しに関する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 学童保育について再質問させていただきます。

調査ではどんなことが分かりましたか。詳しく教えていただけませんか。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 昨年10月に121名の保護者のほうに配布しまして、回収率は大体6割でした。嫌がらずに学童保育に通っているかということで、学童の場所によっても違いますけれども、大体7割から9割のお子さんが嫌がらずに学童に通っているよということと、指導員の対応には満足していますかということでは、6割から9割の保護者の方が満足しています。

学童と保護者での情報共有はできていますかということで、それもばらばらですけども、5割から8割の方が情報共有できていますよということ。それで、昨年の時点ではまだ7時ということが決まっておらなかったもので、閉所時間というか退所時間に対しては5割ぐらいの方のみが満足しているというような回答でした。

ほとんど自由形式の記述が多かったんですけども、異学年と過ごす時間が楽しいよという子供だったり、長期休暇になると後半は嫌になって行きたくなくなってしまうという子とか、それぞれの親のストレートな声が聞ける回答に指導員とともに真摯に向き合って、今後とも学童のほうの業務に励みたいと思います。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。



○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、放課後子ども教室について。

児童館でしていることは分かりましたが、たくさんの利用者はおられますか。何名くらい利用されていますか。児童館では、遠方の子供たちは通いづらく、親の送り迎えが必要であったり、独りで来る児童についても安全面が非常に心配です。

それならば、町の中心にある通い慣れた学校のほうが参加しやすいのではないのでしょうか。また、一度帰宅することなく学校に残ることができ、保護者も安心できるのではないかと考えます。これらを踏まえ、小学校の空き教室を活用しての学校開催はできないのでしょうか。

馬場議員が提案された学習支援以外に、別の曜日を利用して、学校で放課後の居場所づくりの確保はできないのでしょうか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず、放課後子ども教室のほうについて。

これにつきましては、平成29年度が19人の登録、30年度と令和元年度は25人の登録となっております。半年間、週に1回ぐらいの開催で、昨年度、平成30年度が延べ480名の参加となっております。

それ以外に、児童館に、放課後子ども教室も含めて、それ以外の登録をしていない子供も含めて、全体としては、年間で利用者数としては3,000人を超えているような状況になっています。

あと、学校の空き教室というようなところなんですけれども、このあたりにつきましては、ほかの公共施設も含めた形でまた今後ちょっと検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 学校と連携を図りながら進めてもらえていけばと思います。

人材確保については、さまざまな募集方法があるかと思いますが、地域の高齢者、ボランティアさんへの呼びかけや、広報紙以外にも他の市町村が行っているような、奈良テレビ番組内で各市町村のお知らせコーナーでの呼びかけ等、多方面からの周知方法を考えていただき、積極的な募集になるようお願いしたいと思います。

学童保育については、放課後は子供たちが自由に安心して過ごせる時間帯であり、子供を

預かる場所だけでなく、安心して伸び伸び過ごすことができる生活の場であるべきだと思います。親として、子供一人一人を大事にする保育をしてほしい、安全で安心して子供たちが生活できる学童保育であってほしい、元気で毎日通ってもらいたいという切実な願いがあります。

小学校入学後も保護者が安心して勤務できるようにするため、そして児童の安全で健全な育成を図るためにも、福祉事業と教育事業が連携しながら、児童の放課後の居場所づくりを積極的に行ってください。

また、緊急の課題としまして、現在小中学校が休校となる中、学童保育内の新型コロナウイルス感染防止策として、環境整備は万全な状態で行われているのでしょうか。文部科学省からの通知にもあるように、席の間隔を1メートル以上離して配置するなど子供たちの接触を避けることのできる環境を整備するため、学校と連携を図り、空き教室の活用等積極的に行ってもらいたいと思います。

また、このような緊急時の学童保育登録児童以外の一時預かりは行われているのでしょうか。今現在の学童保育内の感染防止対策、緊急時の預かり対応についてお聞かせください。

○子育て支援課長（小山寿子） 議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 学童保育の学校の臨時休校を受けての受入れということですが、学童保育の開所時間を長期休暇などにおける開所時間に合わせて、準じて実施しております。

安全対策、感染防止対策ということですが、家庭との連絡帳での連携、また体温測定ということで、自宅での体温測定で、学童へ来ても再度体温測定を行って、37度5分という場合はもう自宅のほうに帰っていただく等、実施を行うよう指導しています。

担当の職員のほうも、初日から学童の検温時に出向いて、一緒について様子の方を見ております。また、発熱やせきなどの風邪の症状が見られるときは登園を避けるように要請しております。保護者のほうにもお便りにて連絡しています。

また、職員における感染対策ということで、職員についても直接子供に接する立場にあることから、一層厳格かつ迅速に対応する必要がありますので、同様の対応を行っております。

1メートル以上の確保というのと子供が接触をしないというのがなかなか学童の場合は難しいようで、今週の土曜日、職員にて学童の引っ越しを行うので、若干部屋の広さはそこで確保できるかなとは思っております。中で発生しないように、今後とも国・県の情報に留意

しながら感染予防対策につなげて、注視していきたいと思っております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、手話言語条例制定について再質問を行いたいと思います。

協議が行われましたということですが、どのような協議が行われたのか、詳しく教えてください。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） どのような協議が行われたかということなんですけれども、1回目の協議につきましては、聾者、手話通訳者、担当課職員で協議をさせていただきました。

協議の中では、手話が広く周知・啓発されることを望んでおられましたが、手話言語条例策定については内容が難しいとのご意見をいただきましたので、理解を深めるための勉強会が必要なのかなと感じました。

11月に奈良県の障害福祉課へ出向かせていただきまして、言語条例の策定に向けて勉強会を考えているとお話しさせていただきましたら、協力しますとお言葉を頂きましたので、今年の2月19日に奈良県から講師を派遣してもらい、手話言語条例の勉強会のほうを開催させていただきました。聾者、手話サークルに所属されている方、地域福祉の担い手である民生児童委員、担当課を交えて、手話言語条例の策定の意義について学習し、意見交換を行いました。

手話権利条約及び障害者基本法にて手話は言語であると位置付けられていますが、現実には、手話を使い日常的にコミュニケーションできる環境は残念ながら整っておりません。手話は言語であることの住民への理解、手話がコミュニケーションの手段として広く普及されるためには、町が啓発に取り組む必要を感じました。

今後も各関係者と手話言語条例について意見交換をしながら、協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、すな丸号に対して再質問させていただきます。

すな丸号に関しまして前向きなご答弁をいただいてから、改善の準備をするに当たってかなりの時間を要しているように思われます。私たち議員も、近隣の町のコミュニティバス運行状況、改善対策等を調査しています。

斑鳩町では、運行して利用者が少ない等利便性に問題があると感じたら、たとえそれが1年でも改善して変更を試みられています。地域公共交通会議も設置され、利便の増進を図り、改善に向けた地域の特性、実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画の作成に関する協議をされています。

上牧町でもこの4月から、健康寿命の延伸のためには外出していただくことが大切だとの思いで、移動の足の確保のため、現在2台で運行しているのを3台体制にされます。

河合町におきましても、昨日、町長の令和2年度施策方針で、検討体制を設け、課題解決に努めていくとのことでしたので、実現に向けて一日も早い対応を期待しております。それはどれくらいの間を考慮しておられますか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） これまですな丸号のルートの見直しなどに向けまして、他の町の事例なども検討してきたところでございます。

斑鳩町のコミュニティバス、私も利用しております。上牧町の台数が3台に増えることも承知しております。そういった上で、今後の展開なんですけれども、令和2年度の7月、これが今の運行形態になりまして丸3年を迎えることとなります。この7月というのをめどに、住民の皆様の意見集約などの運行形態の見直しに向けた取組、ここをめどとして進めてまいりたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、7月の改善に向け、住民の方々の声を受けて、以下3点のことを要望します。

1つ目は、運転手のマナー研修の実施です。

運転手によって対応がさまざまであるという話を耳にします。当然のことではありますが、挨拶の徹底はもちろん、足の不自由な方が乗車される際の対応、押し車を押しおられる方が乗車される際の対応など、さまざまなシチュエーションを想定した研修を行っていただき

たいと考えます。常に同じサービスが受けられるようにすることで、住民の方々も安心して利用することができます。

2つ目は、車両外側へのルート表示です。

行き先や停留場所が分かりづらく、乗車の際に不安を感じるとの声をお聞きしました。他の市町村が行っているように、車外への行き先及びルートの表示をお願いします。

3つ目は、車内、各停留所施設内へのアンケートボックスの設置です。

改善に向けてだけではなく、常に住民の声を吸収、反映することのできるよう常設していただければと思います。以上3点を要望します。

7月のすな丸号3周年に気持ちのよい再スタートが切れるよう、今すぐに取り組むことのできる以上のことを進めていただきたいと思います。住民の声を受け止め、より地域の実態に即したすな丸号の運行がなされるよう、よろしく願いいたします。

以上、私からの質問を終わらせたいと思います。

○議長（杵本光清） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道